



熊本市

生活支援のための

避難所だより

<随時発行>

第5号

平成28年 7月 20日

熊本市 復興部 復興総務課

TEL 096-328-2971

FAX 096-324-1713

1 がんばろう！熊本

第39回 **火の国まつり**を開催します

今年の火の国まつりは、熊本地震からの復興の願いを含め、多くの皆様に「元気」を届けるイベントとして開催します。

8月5日(金)

●オープニングセレモニー

時間:午後4時～午後7時

場所:サンロード新市街特設ステージ

復興支援がんばろう熊本!

●日・韓・台湾(高雄)国際交流

キッズダンス

時間:午後1時～

場所:国際交流会館6階ホール

●熊本城線香花火大会

時間:午後7時半～

場所:花畑公園

8月6日(土)

●火の国Dance Splash 2016

時間:午前10時～午後4時

場所:城彩苑親水空間

びぶれす広場

●まつり交流都市観光コーナー

場所:下通アーケード

●おてもやん総おどり

時間:午後7時15分～8時40分(予定)

8月5日(金)～7日(日)

●夏まちランド

時間:《5日》午後4時～午後9時半

《6日・7日》午前11時～午後7時

場所:中心商店街一帯



7月28日(木)～8月7日(日)※8月2日(火)休館

●火の国まつり子どもおもしろおばけ屋敷
～うら庭のひみつ～

時間:午後1時～午後7時

場所:現代美術館アートロフト

申込み:参加希望日の前日に電話で申込(先着順)

096-328-2944(受付時間:午前10時～正午)

※電話が集中して繋がりにくい状況が予想されます。
あらかじめご了承ください。

<第39回火の国まつり おてもやん総おどり 桟敷席の優待>

この避難所だよりを持参された方は、桟敷席に無料で入れます(通常500円で販売)

- ・1枚につき2名まで無料で観覧できます
- ・ご提示がない場合は、無料での優待対応はできません
- ・桟敷席の定員200名(先着順)になり次第、受付終了

座席数には限りがありますので、ご了承ください

開催日:平成28年8月6日(土)
 受付開始:午後6時半～
 受付場所:市役所正面の桟敷席受付



※ まつりの詳細については、市政だより8月号をご覧ください

お問い合わせ先:火の国まつり運営委員会事務局 096-328-2948

2 個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に発送しました

個人市・県民税納税通知書を6月上旬に発送しました。課税対象となる方で、納税通知書を受け取られていない場合は、お問い合わせ先にお尋ねください。

◆課税の対象となる方

- ・平成28年1月1日現在、市内にお住まいの方で、平成27年中の所得などの状況により課税される方
- ・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方

◆お問い合わせ先

中央区役所税務課	096-328-2181	南区役所税務課	096-357-4143
東区役所税務課	096-367-9138	北区役所税務課	096-272-1114
西区役所税務課	096-329-1174	(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)	

3 平成28年度固定資産税・都市計画税 及び 軽自動車税の納税通知書の送付について

5月上旬に送付を予定していた平成28年度固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書について、次のとおり納期を変更したうえで、固定資産税・都市計画税は7月下旬、軽自動車税については8月上旬にそれぞれ送付いたします。

【納税通知書に記載される変更後の納期】

税目		納期
固定資産税	第1期	8月1日 ~ 同月31日
	第2期	9月1日 ~ 同月30日
都市計画税	第3期	11月1日 ~ 同月30日
	第4期	12月1日 ~ 翌年1月4日
軽自動車税		8月1日 ~ 同月31日

課税対象となる方で、避難中であるため納税通知書の送付先を変更されたい方や、送付時期を過ぎて納税通知書が届かない方は、各区役所税務課までご連絡ください。

災害で一定以上の被害を受けた土地・家屋・償却資産については、損害の程度に応じて平成28年度固定資産税の減免が受けられる場合があります。また、被災し使用できなくなった軽自動車に係る軽自動車税についても減免が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせ先にお尋ねのうえ、速やかに申請手続きをさせていただきます。

◆お問い合わせ先

中央区役所税務課	096-328-2181	南区役所税務課	096-357-4143
東区役所税務課	096-367-9138	北区役所税務課	096-272-1114
西区役所税務課	096-329-1174	(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)	
* 償却資産及び軽自動車税の減免については、課税管理課 096-328-2195			

4 指定難病の更新申請について

現在お持ちの指定難病医療受給者証の有効期間は平成28年9月30日までです。更新申請のお手続きを行ってください。

◆受付期間:平成28年7月1日(金)～29日(金)

※地震等の影響で上記の期間に申請できない方は、平成28年9月30日まで受け付けます。

◆受付窓口・お問い合わせ先

中央区役所福祉課	096-328-2311	南区役所福祉課	096-357-4129
東区役所福祉課	096-367-9127	北区役所福祉課	096-272-1118
西区役所福祉課	096-329-5403		